

くらしでんき 料金表

[低圧]

ソフトバンクでんき (Powered by SBパワー)

令和7年10月1日実施

SBパワー株式会社

くらしでんき 料金表[低圧]

目 次

1	対象となるお客さま	1
2	料金表等の変更	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額	1
4	北海道電力エリアの場合の電気料金	1
	(1) 従量電灯 B	1
	(2) 従量電灯 C	2
5	東北電力エリアの場合の電気料金	2
	(1) 従量電灯 B	2
	(2) 従量電灯 C	3
6	東京電力エリアの場合の電気料金	3
	(1) 従量電灯 B	3
	(2) 従量電灯 C	4
7	中部電力エリアの場合の電気料金	4
	(1) 従量電灯 B	4
	(2) 従量電灯 C	5
8	関西電力エリアの場合の電気料金	5
	従量電灯 A	5
9	中国電力エリアの場合の電気料金	6
	従量電灯 A	6
10	四国電力エリアの場合の電気料金	6
	従量電灯 A	6
11	九州電力エリアの場合の電気料金	6
	(1) 従量電灯 B	6
	(2) 従量電灯 C	7
12	沖縄電力エリアの場合の電気料金	7
	従量電灯	7
13	解約事務手数料	8
14	でんき明細書オプション発行手数料	8
15	請求書発行手数料	8
16	燃料費調整	8
17	その他の	9
	附 則	1

くらしでんき 料金表 [低圧]

1 対象となるお客さま

このくらしでんき料金表 [低圧] (以下「このくらし料金表」といいます。) は、電気需給約款 [低圧] (以下「需給約款」といいます。) が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、このくらし料金表を変更する場合には、需給約款第2条 (需給条件の変更) を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このくらし料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のくらし料金表または需給約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

このくらし料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、() 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	380円00銭 (418円00銭)
契約電流 15 アンペア	570円00銭 (627円00銭)
契約電流 20 アンペア	760円00銭 (836円00銭)
契約電流 30 アンペア	1,140円00銭 (1,254円00銭)
契約電流 40 アンペア	1,520円00銭 (1,672円00銭)
契約電流 50 アンペア	1,900円00銭 (2,090円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,280円00銭 (2,508円00銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円12銭 (35円33銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37円02銭 (40円72銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39円47銭 (43円41銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	389 円 05 銭 (427 円 95 銭)
---------	-------------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	380 円 00 銭 (418 円 00 銭)
---------------------	-------------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円12銭 (35円33銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37円02銭 (40円72銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39円47銭 (43円41銭)

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	336円00銭 (369円60銭)
契約電流 15 アンペア	504円00銭 (554円40銭)
契約電流 20 アンペア	672円00銭 (739円20銭)
契約電流 30 アンペア	1, 008円00銭 (1, 108円80銭)
契約電流 40 アンペア	1, 344円00銭 (1, 478円40銭)
契約電流 50 アンペア	1, 680円00銭 (1, 848円00銭)
契約電流 60 アンペア	2, 016円00銭 (2, 217円60銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26円66銭 (29円32銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円07銭 (35円27銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円82銭 (38円30銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、需給約款別表2(燃料費調整)および需給約款別表5(電力市場連動調整)によって算定された基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。)と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	326円32銭 (358円95銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	336円00銭 (369円60銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	26円66銭 (29円32銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	32円07銭 (35円27銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	34円82銭 (38円30銭)

6 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	283円41銭 (311円75銭)
契約電流15アンペア	425円12銭 (467円63銭)
契約電流20アンペア	566円82銭 (623円50銭)
契約電流30アンペア	850円23銭 (935円25銭)
契約電流40アンペア	1,133円64銭 (1,247円00銭)

契約電流 50 アンペア	1,417円05銭 (1,558円75銭)
契約電流 60 アンペア	1,700円46銭 (1,870円50銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円82銭 (29円50銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円10銭 (35円30銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34円97銭 (38円46銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、需給約款別表2(燃料費調整)および需給約款別表5(電力市場連動調整)によって算定された基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。)と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	298円26銭 (328円08銭)
---------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	283円41銭 (311円75銭)
---------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26円82銭 (29円50銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円10銭 (35円30銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	34円97銭 (38円46銭)

7 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	291円95銭 (321円14銭)
契約電流 15 アンペア	437円92銭 (481円71銭)
契約電流 20 アンペア	583円90銭 (642円28銭)

契約電流 30 アンペア	875円84銭 (963円42銭)
契約電流 40 アンペア	1,167円79銭 (1,284円56銭)
契約電流 50 アンペア	1,459円73銭 (1,605円70銭)
契約電流 60 アンペア	1,751円68銭 (1,926円84銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円08銭 (20円98銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円63銭 (24円89銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円71銭 (27円18銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	251円90銭 (277円09銭)
---------	-------------------

(2) 従量電灯 C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291円95銭 (321円14銭)
---------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19円08銭 (20円98銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円63銭 (24円89銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円71銭 (27円18銭)

8 関西電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	475円08銭 (522円58銭)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円19銭 (20円00銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円59銭 (24円84銭)

	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円70銭 (27円16銭)
--	----------------------------	-----------------

9 中国電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	690円62銭 (759円68銭)
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29円48銭 (32円42銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	34円77銭 (38円24銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円89銭 (39円47銭)

10 四国電力エリアの場合の電気料金

従量電灯 A

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	606円27銭 (666円89銭)
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27円59銭 (30円34銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32円87銭 (36円15銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35円22銭 (38円74銭)

11 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) 従量電灯 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	287円50銭 (316円24銭)
契約電流 15 アンペア	431円24銭 (474円36銭)
契約電流 20 アンペア	574円99銭 (632円48銭)
契約電流 30 アンペア	862円48銭 (948円72銭)
契約電流 40 アンペア	1,149円97銭 (1,264円96銭)
契約電流 50 アンペア	1,437円46銭 (1,581円20銭)
契約電流 60 アンペア	1,724円95銭 (1,897円44銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円53銭 (18円18銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円14銭 (23円25銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円30銭 (25円62銭)

ハ 最低月額料金

イ、ロ、需給約款別表2(燃料費調整)および需給約款別表5(電力市場連動調整)によって算定された基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。)と電力市場連動額との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	304円86銭 (335円34銭)
--------	-------------------

(2) 従量電灯C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	287円50銭 (316円24銭)
-------------------	-------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16円53銭 (18円18銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円14銭 (23円25銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円30銭 (25円62銭)

12 沖縄電力エリアの場合の電気料金

従量電灯

電気料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	584円60銭 (643円05銭)
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	36円18銭 (39円79銭)
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円33銭 (44円36銭)
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41円21銭 (45円33銭)

13 解約事務手数料

需給約款第43条（解約事務手数料の申受け）に該当する場合の解約事務手数料は、次の金額といたします。

1 需給契約につき	500 円 00 銭 (550 円 00 銭)
-----------	-------------------------

14 でんき明細書オプション発行手数料

お客さまが書面による明細書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該でんき明細書オプション発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

明細書 1 通につき	150 円 00 銭 (165 円 00 銭)
------------	-------------------------

15 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合、または支払期日を過ぎ払込用紙付きの請求書が発行される場合は、次の金額を申し受けます。

請求書 1 通につき	230 円 00 銭 (253 円 00 銭)
------------	-------------------------

16 燃料費調整

需給約款別表2（燃料費調整）における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

〔付 表〕

供給区域	α 、 β および γ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格
北海道電力エリア	$\alpha = 0.1874$	17 銭 3 厘	80,800 円
	$\beta = 0.0899$		
	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東北電力エリア	$\alpha = 0.0259$	19 銭 7 厘	83,500 円
	$\beta = 0.2563$		
	$\gamma = 0.8915$		
東北電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 銭 1 厘	79,300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
東京電力エリア	$\alpha = 0.0048$	18 銭 3 厘	86,100 円

	$\beta = 0.3827$		
	$\gamma = 0.6584$		
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	23 錢 3 厘	45, 900 円
	$\beta = 0.4792$		
	$\gamma = 0.4275$		
関西電力エリア	$\alpha = 0.0140$	16 錢 5 厘 (2 円 47 錢 5 厘)	27, 100 円
	$\beta = 0.3483$		
	$\gamma = 0.7227$		
中国電力エリア	$\alpha = 0.0406$	21 錢 2 厘 (3 円 18 錢 5 厘)	80, 300 円
	$\beta = 0.0992$		
	$\gamma = 1.1994$		
中国電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 錢 1 厘 (1 錢 7 厘)	79, 300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
四国電力エリア	$\alpha = 0.0875$	15 錢 4 厘 (1 円 69 錢 4 厘)	80, 000 円
	$\beta = 0.0770$		
	$\gamma = 1.1770$		
九州電力エリア	$\alpha = 0.0053$	13 錢 6 厘	27, 400 円
	$\beta = 0.1861$		
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	0 錢 3 厘	79, 300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.0065$	27 錢 3 厘 (2 円 72 錢 8 厘)	81, 500 円
	$\beta = 0.1632$		
	$\gamma = 1.1152$		
沖縄電力エリア (離島) *	$\alpha = 1.0000$	2 錢 6 厘 (26 錢 4 厘)	79, 300 円
	$\beta = 0.0000$		
	$\gamma = 0.0000$		

*北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整は、本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

17 その他の

このくらし料金表において定義のない言葉の意味およびこのくらし料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

このくらし料金表は、令和7年10月1日から実施いたします。

2 北海道電力エリアの電気料金に関する特例措置

令和7年10月の検針日までに使用される電気料金については、次の通り算定するものといたします。

(1) 従量電灯B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	366円00銭 (402円60銭)
契約電流 15 アンペア	549円00銭 (603円90銭)
契約電流 20 アンペア	732円00銭 (805円20銭)
契約電流 30 アンペア	1,098円00銭 (1,207円80銭)
契約電流 40 アンペア	1,464円00銭 (1,610円40銭)
契約電流 50 アンペア	1,830円00銭 (2,013円00銭)
契約電流 60 アンペア	2,196円00銭 (2,415円60銭)

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31円81銭 (34円99銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36円72銭 (40円39銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39円18銭 (43円09銭)

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	379円27銭 (417円19銭)
---------	-------------------

(2) 従量電灯C

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	366 円 00 銭 (402 円 60 銭)
---------------------	-------------------------

口 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 81 銭 (34 円 99 銭)
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36 円 72 銭 (40 円 39 銭)
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	39 円 18 銭 (43 円 09 銭)

令和 7 年 10 月 1 日

SB Power